

○富岡町空き家改修費等補助金実施要領

(令和4年8月1日要領第2号)

改正 令和6年4月1日要領第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、富岡町空き家改修費等補助金交付要綱（令和4年富岡町告示第45号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 要綱第17条第1項に規定する「居住を開始してから3年」の起点は、交付決定者が当該空き家を主たる生活拠点として継続的な就寝起床を開始した日とする。

(空き家の貸出)

第3条 貸主は、要綱第7条第2項の規定により、町長から富岡町空き家改修費等補助金対象物件登録通知書（様式第2号）が交付されたときは、当該通知書が交付された日以降に、帰還・移住者等とのDIY型賃貸借契約を締結しなければならない。

(入居募集)

第4条 貸主は、富岡町に物件を所有又は管理する宅地建物取引業者等仲介事業者を介して、賃貸住宅の入居募集を行わなければならない。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日要領第2号)

この要領は、公布の日から施行する。